

三重県志摩市

32.3.29.

黒田正夫

石原国利氏に篠田軍治氏への告訴取下を  
勧告されるように、この手紙を差上ります。

昨今朝石岡繁雄氏におめにかか、その  
間の事情を伺い、31.11.22の評議員会議事録  
を拜見した結論です。その理由は次の様なも  
のです。

1. 裁判が勝訴になるかどうか疑しいと思  
います。

この訴へは少く見當違ひです。要は  
篠田氏が実験結果を一部隠蔽して発表、ため  
に石原国利氏と沢田繁介氏とがザイル、ラフ  
ニッリを染、2若山五郎氏を墜落死にせし  
めたとの社会の侮辱を受けたといふにあふと  
思います。

これなら南根氏その他も同罪であらうと思  
います。しかし、問題は活字にならなるところに  
あると思います。



即ち、篠田氏が東京製鋼会から Commission を  
もらい、2. 発表をことさらにおぼろげに、  
あると思ひます。それが実験の事実として出  
された時、公務員の収賄罪になるか否か、と  
思ひます。それなら、民事ではなく刑事訴訟を  
すべきです。

その的確なる証拠をも、2. 刑事告訴に  
へるべきで、検事が取上げるだけの材料が  
ありやなしやに問題はかか、と来ます。

これが成立する以上、唯、篠田氏の発表  
が石原氏等をおぼろげに、おぼろげの名譽も損と  
は社会通念はとうな、てせう。

2. 議事録7頁(11)の結論、"即ち以下"が本問  
題の決定点であります。しかし、こゝには論理の  
飛躍と実験の不完全があります。"状態の再現"は  
本報告の程々では不足であり、謝も石原氏  
の報告を否定し<sup>ておません。</sup>な。唯、原因の推測に  
不十分があるだけであらう。これだけをも、  
名譽も損は構成されると思ひます。



3. 科学的実験は次の如くなる<sup>と</sup>実験を行<sup>ふ</sup>て  
ぬ~~は~~ません。

3.1. 試料の採取方法の検討及び統計的検討

3.2. 実験温度の考察 <sup>と発生と</sup>

2.1 寒冷時に於ける静電気の増加<sup>と</sup>

2.2 摩擦による発熱とガリルの温度上昇  
に及ぼす周囲温度及び<sup>た</sup>摩擦熱の考  
察。

ミハが本問題解決の key point であります。

3.3 鋭角の数量化の研究。

試事録本問題<sup>と</sup>鋭角に於けるガリル中の心力  
発生による鋭角破壊といふ、をみます。実験が  
角<sup>と</sup>だけと問題にし、鋭角の尖端半径の定量的  
実験がな<sup>ら</sup>ない<sup>か</sup>の<sup>か</sup>、3.2 と共に問題の核心  
を<sup>ら</sup>つ<sup>て</sup>、定量的判断は行は<sup>れ</sup>な<sup>い</sup>ません。よ<sup>う</sup>て、  
結局は常識的水掛論に<sup>お</sup>お<sup>け</sup>り、裁判までも、  
ゆく<sup>は</sup>どの<sup>の</sup>具体的解決は求め<sup>ら</sup>れ<sup>な</sup>い<sup>か</sup>。

以上の二点につき、本問題は名譽<sup>と</sup>損<sup>と</sup>などの  
民事裁判に<sup>お</sup>お<sup>け</sup>るべきではなく、~~社会~~  
嘆息<sup>と</sup>ある<sup>よ</sup>うに<sup>な</sup>る<sup>た</sup>社会的道德の問題であ<sup>る</sup>、



法的

の解決を求めるときには思いを尽し、敢えて、  
本筋を提出し、次第をあきらめよう。

そして、根本的解決のためには3のような  
実行を行、2、タイロシにどれほどの行動性  
があるかを決定すべきであります。

実際根底その他が、いふような、取扱の不注意  
で切れるようなものなら、一般用を山岡と  
この価値はなにもないものと思ふべきです。

少し位、アイゼンで踏んだとて、息を帯  
いたとて、使へなくなるような網は危険に使  
へるものではないです。

そんな深窓のおじい様のようなものに山で  
命を托してなうれませうか。乱暴に取扱、  
も大丈夫なものではないれば山用の道具とは  
いえません。

最後に神山五郎氏に深甚な敬意を表して、  
かゝることが再び繰り返されぬことを祈りま  
す。